

アメリカと帝国、「帝国」としてのアメリカ

島村直幸

はじめに—「帝國的共和国」としてのアメリカ

「アメリカは、帝國的共和国 (imperial republic) である—」。共和国に「帝國的」という修飾語をつけることは、アンビヴァレンス（対立するものの並存、矛盾と緊張）を如実に示す行為である。「帝國的共和国」としてのアメリカについて、フランスの国際政治学者のレイモン・アロンや政治学者のジェームズ・ウィルソンが本をまとめている¹⁾。「デモクラシーの帝国」や「リベラルな帝国」、「市民社会の帝国」という議論もある²⁾。いずれも、自由民主主義的ないしリベラルなアメリカが、対外的には、帝国としての振る舞いをしてしまっている、という逆説を指摘しているのである。こうした主張によれば、アメリカはきわめてアンビヴァレントな存在ということになる。実際、トマス・ジェファソンをはじめとした「建国の父たち」は、「自由の帝国 (empire of liberty)」の実現を夢見ていた。「自由の帝国」のテ-

1) Raymond Aron, *The Imperial Republic: The United States and the World 1945-1973*, Transaction Publisher, 2009 [1974], prologue; James G. Wilson, *The Imperial Republic: A Structural History of American Constitutionalism from the Colonial Era to the Beginning of the Twentieth Century*, ASHGATE, 2002; Ernest R. May, *Imperial Democracy; The Emergence of America as a Great Power*, Harper Torchbooks, 1961; Walter LaFeber, *The New Empire; An Interpretation of American Expansion 1860-1898*, Thirty-Fifth Anniversary Edition, Cornell University Press, 1963; James Champlin Fernald, *The Imperial Republic (1899)*, Funk & Wagnalls Company, 1899.

ぜはその後、時代を超えて、意味やニュアンスを変えながら、アメリカの歴史を規定していくことになる³⁾。

アメリカは、18世紀後半に、ヨーロッパの大国であるイギリスの植民地から、独立戦争を戦い建国独立した。当時のアメリカは、イギリスの帝国にとって、要諦としての地位を占めていた。イギリスの「第一帝国」である。その後、アメリカを失ったイギリスは、帝国の要諦として、インドの植民地化を本格化していく。イギリスの「第二帝国」である。19世紀のアメリカは、国内で自由民主主義の共和国を実現していくという歴史的な実験をしながら、他方では、神に与えられた「明白なる天命 (manifest destiny)」を感じつつ、西へ西へフロンティア (辺境、開拓の前線、未開の地) を求めて、その領土を急速に拡大していった。建国独立当初、大西洋岸の東部の13邦 (州) にすぎなかったアメリカの領土は、19世紀半ばには、太平洋にまで達した⁴⁾。

国際政治の中心である西ヨーロッパ地域からは「無償の安全保障 (free security)」としての大西洋で隔てられ、アメリカ大陸には大国が存在しないという国際環境の下で、アメリカは、大きな戦争やさしたる外交努力を必要

-
- 2) 藤原帰一『デモクラシーの帝国—アメリカ・戦争・現代世界』岩波新書、2002年; アルフレード・ヴァラダン (伊藤剛、村島雄一郎、都留康子訳)『自由の帝国—アメリカン・システムの世紀』NTT出版、2000年; J・ローゼンバーグ (渡辺雅男、渡辺景子訳)『市民社会の帝国—近代世界システムの解明』桜井書店、2008年; 山本吉宣『『帝国』の国際政治学—冷戦後の国際システムとアメリカ』東信堂、2006年; 菅英輝『冷戦と「アメリカの世紀」—アジアにおける「非公式帝国」の秩序形成』岩波書店、2016年。
 - 3) David Reynolds, *America, Empire of Liberty: A New History of the United States*, Basic Books, 2009, introduction and ch. 2; デイビッド・ルー『アメリカ 自由と変革の軌跡—建国からオバマ大統領誕生まで』日本経済新聞社、2009年、39頁; 明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念—アメリカ合衆国建国史序説』ミネルヴァ書房、1993年、5頁; 安武秀岳『自由の帝国と奴隷制—建国から南北戦争まで』ミネルヴァ書房、2011年、27頁。
 - 4) 野村達郎『世界史リブレット 32 大陸国家アメリカの展開』山川出版社、1996年。

とせずに、広大な領土を獲得して行くことができた。こうしてきわめて恵まれた国際環境の下で、国内では共和主義ないし自由民主主義に基づいた共和国の実験を進めつつ、対外的には大西洋から太平洋まで領土を拡大し、大陸国家となった。19世紀後半には、工業生産力ではイギリスをも凌ぐ経済大国となっていた。そのため、アメリカでは、「世界でアメリカは特別な存在である」という例外主義 (exceptionalism) の考え方が強まっていくことになる。この例外主義の発想は、19世紀から20世紀、そして21世紀までのアメリカ政治外交を大きく規定して行くことになる⁵⁾。

アメリカは、1898年4月に勃発した米西戦争で、スペインの植民地であったフィリピン、グアム、プエルトリコを領有することになった。ほぼ同じ時期にハワイも併合され、キューバはやがて保護国化される。アメリカは、「陸の帝国」から「海の帝国」になったのである⁶⁾。ほぼ同じ時期、正確にはやや早く、明治維新後の日本が、朝鮮半島を足がかりに帝国主義の道を歩み始めていく。1894年7月に勃発した日清戦争で日本に敗北した中国の清帝国は、ヨーロッパ地域の大国と日本によって急速に半植民地化されていった。清帝国が「眠れる獅子」ではないことが明らかになったからである⁷⁾。

この当時、国際秩序は、「帝国主義の時代」に突入していた。帝国主義の時代とは、1870年代から20世紀はじめの第一次世界大戦までの、ヨーロッパ地域の大国とアメリカ、日本による植民地獲得が熾烈化した時期を指す。背景には、19世紀後半にヨーロッパ地域とアメリカ、日本で、第二次産業革命により重化学工業を軸に工業化がさらに急速に進展し、原材料の供給地

5) Seymour Martin Lipset, *American Exceptionalism: A Double-Edged Sword*, Norton, 1997, esp., pp. 17-52. Henry R. Nau, *At Home Abroad: Identity and Power in American Foreign Policy*, Cornell University Press, 2002, esp., ch. 3も参照。

6) Howe, *Empire*, pp. 57-59; 木畑洋一「帝国と帝国主義」木畑洋一、南塚信吾、加納格『帝国と帝国主義』有志舎、2012年、24-25頁; Burbank and Cooper, *Empire in World History*, pp. 251-286. 中野聡『歴史経験としてのアメリカ帝国—米比関係史の群像』岩波書店、2007年、第2章も参照。

7) 大谷正『日清戦争—近代日本初の対外戦争の実像』中公新書、2014年、第6章。

と工業製品の市場の獲得が至上命題となっていた⁸⁾。

こうした帝国主義の時代の国際秩序を、歴史上、「帝国主義世界体制」(ないし「帝国世界」)と呼ぶ⁹⁾。この時期、一方でヨーロッパの大国やアメリカ、日本は、アジアやアフリカといった非ヨーロッパ地域を植民地化していくが、他方で帝国を持つこれらの国々は、それぞれの地域で「国民国家」を成立させ、その一体化を強化していった¹⁰⁾。そのため、「国民帝国」と呼ばれることがある¹¹⁾。さらに同時に、帝国主義の時代には、ヒトとモノ、カネ、情報が国境を超えて、近代グローバリゼーションが進展していた¹²⁾。

アメリカは、イギリスやフランス、ドイツ、ロシア、スペイン、ポルトガルなどのヨーロッパ地域の大国と日本が世界で持つ帝国にいかに対応していったのか。また、「帝国」としてのアメリカは、いかなる経緯を辿ったのか。本稿では、以上の点を明らかにする。まず、「帝国」と「帝国主義」の定義を踏まえよう。

「帝国 (empire)」とは、歴史家のスティーブン・ハウによれば、「広大で、複合的で、複数のエスニック集団、もしくは複数の民族を内包する政治単位

-
- 8) 木畑「帝国と帝国主義」、13-39頁。Eric Hobsbawm, *The Age of Empire 1875-1914*, Vintage Books, 1989 [1987]; 竹内幸雄「アフリカ分割の政治経済学」秋田茂編著『イギリス帝国と20世紀第1巻 バクス・ブリタニカとイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2004年、219-248頁も参照。
 - 9) 木畑洋一『二〇世紀の歴史』岩波新書、2014年、17-24頁。江口朴朗『新版 帝国主義と民族』東京大学出版会、2013年; 木畑洋一『世界史リブレット54 国際体制の展開』山川出版社、1997年も参照。
 - 10) 木畑「帝国と帝国主義」、34-36頁。谷川稔『世界史リブレット35 国民国家とナショナリズム』山川出版会、1999年も参照。
 - 11) 山室信一『「国民国家」論の射程』山本有造編『帝国の研究—原理・類型・関係』名古屋大学出版会、2003年、87-128頁。
 - 12) 木畑「帝国と帝国主義」、37-39頁; 秋田茂、桃木至朗「グローバルヒストリーと帝国」秋田茂、桃木至朗編『グローバルヒストリーと帝国』大阪大学出版会、2013年、28-35頁; 木谷勤『世界史リブレット40 帝国主義と世界の一体化』山川出版社、1997年、31-41頁。

であって、征服によってつくられるのが通例であり、支配する中央と、従属し、時として地理的にひどく離れた周縁とに分かれる」ものである¹³⁾。また帝国は、植民地を直接に支配する「公式帝国」と、「植民地なき帝国」、すなわち「非公式帝国」とに分かれる¹⁴⁾。「帝国主義 (imperialism)」は、同じくハウによれば、「そのような (帝国の) 巨大な政治単位をつくり、保持する行為なり姿勢を指すことに用いられるが、同時に、一つの国民なり国家が、他を、それほど明確でも直接的でもない形でコントロールないし支配する意味でも用いられる」¹⁵⁾。

アメリカは、原則的に、「植民地なき帝国」ないし「非公式帝国」であり (その例外はフィリピンの領有)、その帝国主義的な振る舞いや対外政策が内外で批判されることがしばしばある。しかし同時に、自由民主主義の共和国としてのアメリカは、ヨーロッパ地域の大国とアジア地域の日本による帝国と帝国主義に対しては常に批判的であり続け、第二次世界大戦後の「脱植民地化 (decolonization)」の動きに対しては、もう一つの超大国であるソ連とともに、その促進要因となった¹⁶⁾。

13) Stephen Howe, *Empire: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2002, p. 30.

14) John Gallagher and Ronald Robinson, “The Imperialism of Free Trade,” *Economic History Review*, 2nd series, 6-1, 1953. Odd Arne Westad, *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times*, Cambridge University Press, 2005, ch. 1; Howe, *Empire*, p. 25; 木畑「帝国と帝国主義」、31-33頁; 毛利健三『自由貿易英国主義』東京大学出版会、1978年、特に第1章; 半澤朝彦「液化化する帝国史研究—非公式帝国論の射程」木畑洋一、後藤春美編『帝国の長い影』ミネルヴァ書房、2010年、3-24頁も参照。

15) Howe, *Empire*, p. 30. Andrew Porter, *European Imperialism, 1860-1914: Study in European History*, Palgrave Macmillan, 1994, ch. 1; 川北稔「帝国主義史から帝国史へ—日本におけるイギリス帝国史研究の変遷」木畑洋一編著『イギリス帝国と20世紀第5巻 現代世界とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2007年、355-379頁; 木谷『世界史リブレット40 帝国主義と世界の一体化』、1-30頁も参照。

16) 木畑『20世紀の歴史』、104頁。

他方で、アメリカは、たとえば、1960年代後半のイギリスのスエズ以東からの撤退などに対しては、東南アジア地域の国際秩序がより不安定化し、アメリカの負担が増大することを懸念する側面も持っていた。米ソ冷戦下にあつては、ヨーロッパの帝国の急速な解体や崩壊は、かえって共産主義勢力の拡張をもたらしかねず、地域の国際秩序を揺さぶる可能性があつたのである¹⁷⁾。そのため、結論を先取りするならば、ヨーロッパの帝国に対するアメリカの姿勢は、きわめてアンビヴァレントなものとならざるを得なかつた。

1、「自由の帝国」と反植民地主義

建国独立直前の植民地アメリカでは、特にイギリスからの入植者たちの多くは、「われわれはイギリス国民である」あるいは「英帝国の一員である」、「英帝国の擁護者である」というアイデンティティと誇りを強く持っていた¹⁸⁾。こうしたイギリス人入植者たちの自己認識が変化したのは、イギリス本国から印紙法（1765年3月）や茶法（1773年5月）など重税を課され、「代表なくして課税なし」という意識が広がったからである。これに加えて、1773年12月のボストン茶会事件を経て、イギリス軍との小競り合いが続く状況下で、トマス・ペインの『コモン・センス』が1776年1月に刊行され、その内容に大いに刺激され、「アメリカ人」としてのアイデンティティがにわかには醸成されたからである¹⁹⁾。1776年7月4日には、トマス・ジェファソンらがまとめた「独立宣言」が掲げられる²⁰⁾。

17) Alan P. Dobson, *Anglo-American Relations in the Twentieth Century: Of Friendship, Conflict and the Rise and Decline of Superpowers*, Routledge, 1995, pp. 131-139.
木畑洋一「イギリス帝国の崩壊とアメリカ——一九六〇年代アジア太平洋における国際秩序の変容」渡辺昭一編『帝国の終焉とアメリカ—アジア国際秩序の再編』山川出版会、2006年、297-303頁；吉川元『国際平和とは何か—人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中公叢書、2015年、192-205頁も参照。

18) 安武『自由の帝国と奴隷制』、27-28頁。

19) トーマス・ペイン（小松春雄訳）『コモン・センス 他三篇』岩波文庫、1976年。

アメリカの植民地が独立戦争の時に見せた注目すべき動きは、植民地のアメリカが、宗主国イギリスのライバル国であったフランスとの間で、同盟を締結したことである。フランスからの経済的かつ軍事的な支援がなければ、アメリカの建国独立はなかった。国内でのちに自由民主主義の制度設計をする建国の父たちは、対外的には、現実主義者（リアリスト）の視角を持っていたことになる²¹⁾。「彼ら（北アメリカの東部沿岸の白人入植者）は『植民者（colonists）（少し後の語法では「植民地主義者（colonialists）」）』だったが、同時に、世界で最初の反植民地革命に勝利した」²²⁾のである。

アメリカの初代大統領ジョージ・ワシントンは、2期8年間で大統領職を潔く辞めるが、周知の通り、その告別演説で、ヨーロッパの大国との政治的な結びつきを持つことを強く戒めている。「諸外国に関するわれわれの行動の一般原則は、通商関係を拡大するにあたり、できる限り、政治的結びつきを持たないようにすることであります。すでに結んでしまった約束に限り、全面的に信義をもって果たさねばなりません、それだけで止めておくべきであります。…どうして、われわれの運命をヨーロッパのどこかの運命と織り合わせ、われわれの平和と繁栄とを、ヨーロッパの野心、敵対、利害、気分、気紛れの網のなかに絡ませることがありましようか」²³⁾。

ここで留意すべきことは、第一に、政治的な結びつきが平時における軍事同盟となり、いざ戦争になった時に、アメリカが戦争に巻き込まれることを回避すべきである、という勧告であるということである。「行動の自由（freedom of action）」を確保すべきである、と言ってもいい。第二に、特にヨーロッパ地域の大国との政治的かつ軍事的な結びつきは回避すべきである

20) 木下尚一、有賀貞、志邨晃佑、平野孝編『史料が語るアメリカ 1584-1988—メイフラワーから包括通商法まで』有斐閣、1989年、35-38頁。

21) 有賀貞「アメリカ外交の伝統」有賀貞、宮里政玄編『概説アメリカ外交史—対外意識と対外政策の変遷 [新版]』有斐閣、1998年、33-35頁。

22) Howe, *Empire*, p. 11.

23) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、64頁。

が、経済的な結びつきを強化することは回避すべきものではないということである。第三に、ワシントン大統領の告別演説が、20世紀はじめの第一次世界大戦まで続く「孤立主義」のアメリカ外交の伝統を形成したことである。

しかし、こうしたワシントンをはじめ、建国の父たちは、「アメリカはやがて、帝国になるべきである」と夢見ていた。とりわけ、初代国務長官と第3代大統領を歴任したジェファソンは、「自由の帝国」の構築について、しばしば言及している。たとえば、以下の通りである。

「自由の帝国を拡大することにより、われわれはそこに居住する者の数を幾倍にも増すことができます。この帝国の原則が（古い地域で）腐敗・墮落していたとしても …われわれは再生の新しい力を見出すことができますのです」²⁴⁾。

また、別の機会では、以下の通り、「自由の帝国」について語っている。

「1780年12月25日付—われわれは、イギリス領カナダの危険な拡張を阻止すべく全邦の連合を結成し、危険な敵を価値ある友に変えることにより、さらに広大にして肥沃な領土を自由の帝国に加えることができるようになるであります」²⁵⁾。

ジェファソンと思想面と実践面で対照的で、お互いに比較されることも多い第2代大統領のジョン・アダムズも、「自由の帝国」について語っている。

「(そこに) 自由の帝国が興り、一人の国王も一人の貴族もなく、2億ないし3億の自由人がそこに居住するようになるのを思い浮かべるのは、長い間私の揺り馬（慰み）でありました。あなた（アダムズのイギリスの知人）はそのようなことは可能ではないと言われます。もし私があなたのご意見に同意したとしましても、私はあえて言いましょう、そのための実験を試みようではありませんか」²⁶⁾。

24) 明石『トマス・ジェファソンの「自由の帝国」の理念』、2頁。

25) 明石『トマス・ジェファソンの「自由の帝国」の理念』、1頁。

26) 明石『トマス・ジェファソンの「自由の帝国」の理念』、2頁。

「自由の帝国」とは、そもそも、アパラチア山脈以西の地域へ領土を拡大し、植民活動を活性化させ、自由民主主義の適用領域を拡大する国家プロジェクトを指していた。本来、時代限定的な概念であった。しかしその後、冒頭で述べた通り、時代によって、その意味とニュアンスを変えて、アメリカ政治外交の文脈で使用されていくことになる（イギリスの外交史家デイヴィット・レイノルズは、アメリカの歴史を重厚な著作としてまとめ、そのタイトルを『アメリカ、自由の帝国 (*America, Empire of Liberty*)』とした)。「帝国」や「帝国主義」という概念が頻繁に使用されることになるのは、1870年代から20世紀はじめの第一次世界大戦までの帝国主義の時代においてである。この点において、18世紀後半から19世紀はじめという比較的早い時期に、共和国のアメリカで、ジェファソンやアダムズが、「自由の帝国」について、繰り返し言及していたことは注目に値する。またその際、「帝国」の概念は、必ずしもネガティブな意味合いではなかった²⁷⁾。

18世紀後半から19世紀はじめにかけてのヨーロッパ地域でのフランス革命の広がりに対して、ワシントン政権は、中立を保持した。ジェファソン国務長官は親仏派であり、アレクザンダー・ハミルトン財務長官は親英派であった。ワシントン大統領は、その中間の立場を選択したのである。ワシントン大統領は、さまざまな側面を持った人物であったが、特に中庸さを保つバランス感覚に優れていた²⁸⁾。その後、ジェファソン大統領は、フランスの皇帝ルイ・ナポレオンから、ミシシッピ河以西の広大なルイジアナの領土を売却し、1803年12月にはアメリカの主権が確立した。「自由の帝国」の実現を夢見ていたジェファソン大統領は、ルイジアナ購入に関する教書で、以下の通り、語った。「ミシシッピ河とその支流の流域地方の財産と主権を確保

27) Reynolds, *America, Empire of Liberty*, introduction and ch. 2. 和田光弘「独立革命・近代世界システム・帝国」紀平英作、油井大三郎編著『グローバリゼーションと帝国』ミネルヴァ書房、2006年、32-37頁も参照。

28) Walter LaFeber, *The American Age: U.S. Foreign Policy at Home and Abroad 1750 to the Present*, Second Edition, W.W. Norton & Company, 1994 [1989], pp. 45-47.

すれば、諸外国との衝突やわが国の平和に対する水源地方（のイギリス勢力）からの危険に憂いのない西部諸州の生産物の独自の出口と、上流から河口までの自由な航行とが保障されますし、この地方の肥沃さ、気候と広さは、時節がくれば、わが国庫への重要な税収入と、子孫のための豊富な食糧供給と、自由と平等な法の祝福を及ぼす広大な広がりとを約束します」²⁹⁾。

ヨーロッパ地域でのナポレオン戦争（1800-1815年）による混乱に乗じて、西半球の南側に横たわっていたスペインとポルトガルの植民地の多くが、建国独立した。共和国のアメリカは、こうした中南米諸国の独立を強く支持した³⁰⁾。また、米英戦争が1812年6月に勃発し、アメリカは北アメリカに残されたイギリスの植民地カナダの領有を試みるが、この試みは挫折した。しかし、イギリスとの戦争を再び経験したアメリカは、北部の産業が発展していく契機とした。自国の産業を発展させ、保護する必要性を強く認識するにいたったのである³¹⁾。

19世紀前半の1823年12月に、ジェームズ・モンロー大統領は、アメリカ議会への教書という形で、「モンロー・ドクトリン」を掲げて、ヨーロッパ地域の大国に対して、西半球とヨーロッパ地域との相互不干渉と反植民地主義の姿勢を訴えた。主な内容は、大きく3つであった。すなわち、第一に、アメリカ大陸は将来、ヨーロッパの大国によって植民の対象と考えられるべきではないこと、第二に、アメリカはヨーロッパの政治に介入しないこと、第三に、ヨーロッパの大国の圧迫その他の方法による西半球の諸政府に対するいかなる干渉もアメリカへの非友好的意向の表明とみなすことである³²⁾。

29) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、66頁。LaFeber, *The American Age*, pp. 52-58 も参照。

30) LaFeber, *The American Age*, pp. 80-83.

31) LaFeber, *The American Age*, pp. 58-67.

32) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、68-70頁。中嶋啓雄『モンロー・ドクトリンとアメリカ外交の基盤』ミネルヴァ書房、2002年、特に第4頁も参照。

ここで留意すべきことは、第一に、モンロー・ドクトリンの宣言は、当初は、イギリスとの共同文書として発表されることがイギリス側から提案され、この機会をとらえて、アメリカ単独で、モンロー・ドクトリンを発表したことである。こうした動きは、「単独主義 (unilateralism)」の古い事例である。これは、ジョン・クインシー・アダムズ国務長官による勸告にしたがったものであった³³⁾。しかし第二に、建国間もない弱小国のアメリカは、自らの意志と力で、モンロー・ドクトリンをヨーロッパ地域の大国に守らせることができなかったことである。西半球とヨーロッパ地域との間の相互不干渉を実現させたのは、イギリスの強大な海軍力であり、「無償の安全保障」としてお互いの間に広がる大西洋であった。当時の技術レベルでは、地政学的に、アメリカとヨーロッパはまだ遠すぎたということである³⁴⁾。第三に、この当時、アダムズ国務長官は、歴史家のジョン・ギャディスによれば、特に西半球において、「単独主義」と「地域覇権 (regional hegemony)」、「先制 (pre-emption)」のドクトリンからなるグラント・ストラテジー (大戦略) を描いていたことである³⁵⁾。ただし、アダムズ国務長官は、次のようにも語っている。「自由と独立の旗がはためてきたところ、あるいはこれからはためくところであればどこであれ、アメリカは心を傾け、祝福し、祈りを唱えることであろう。しかし、アメリカは倒すべき怪物を求めて海外に出ることはない。アメリカはすべての人々の自由と独立を願うが、自らのためにのみ戦い擁護するのである」³⁶⁾。

第四に、この時期を契機として、アメリカとヨーロッパ地域とが「新世界」と「旧世界」との対比でとらえられ、かつその相違を強調する議論が道徳的な色彩を帯び始めたことである。アメリカの新世界は、アメリカ人によ

33) LaFeber, *The American Age*, p.85.

34) 有賀「アメリカ外交の伝統と特徴」、4-5頁。

35) John Lewis Gaddis, *Surprise, Security and the American Experience*, Harvard University Press, 2004, pp. 7-33.

36) Westad, *Global Cold War*, p. 14.

れば、封建制や身分制を経験しておらず、自由民主主義の共和国としての実験をしている。そのため、アメリカ人は、腐敗や墮落とは無関係であり続ける。政治学者シーモア・リップセットは、こうしたアメリカ人を「最初の新しい国民 (first new nation)」と指摘している³⁷⁾。また新世界は、対外的には、ヨーロッパ流の軍事同盟や秘密外交とは無縁な世界である、と描かれた。これに対して、ヨーロッパの旧世界は、封建制や身分制がまだ残り、宗派の違いで、迫害される人々もいる。政治体制の違いも、強調された。アメリカは、立法と行政、司法を三権分立で権力を分立させ、それぞれの制度間で「抑制と均衡」が働くことが期待されていた。王政や帝政を否定して、大統領制が導入された。高度な地方自治を認めた連邦制も導入されている³⁸⁾。しかし、ヨーロッパでは、まだ王政や帝政が残り、自由民主主義は、イギリスを例外として、未発達である。また対外的には、ヨーロッパの大国は、軍事同盟や秘密外交、「勢力均衡 (BOP)」などを駆使した古典外交を展開し、大国間ではまだ戦争も起こり得る。こうして腐敗し墮落した古い世界として描かれたヨーロッパ地域に対して、新世界のアメリカは、その共和国としての政治的かつ道徳的な徳性と純粋さを保持するためにも、一定の距離を保つべきである。自らの徳性と純粋さが汚されないためにも、ヨーロッパ地域に関わるべきではない、とされたのである³⁹⁾。

アメリカは、こうした19世紀前半に領土を大幅に西へ拡張した。特にジョン・オサリバンが1845年に発表した「テキサス併合論」で用いられた「明白なる天命」は、当時の時代精神を的確に表現したものであるばかりでなく、一地域一時代を超えて、領土の併合や勢力の拡張を正当化するイデオ

37) Lipset, *American Exceptionalism*, p. 18.

38) 阿部齊「合衆国憲法」久保文明、阿部齋『国際社会研究 I 現代アメリカの政治』財団法人放送大学教育振興会、2002年、19-23頁。

39) 有賀「アメリカ外交の伝統と特徴」、2-4頁；イリジャ・H・グールド（森丈夫監訳、松隈達也ほか訳）『アメリカ帝国の胎動—ヨーロッパ国際秩序とアメリカの独立』彩流社、2016年、第6章。

ロギーとして用いられた。ここでは早くも、モンロー・ドクトリンでは明文化されていなかった西半球への干渉主義、拡張主義が、「一般法則」や「神意」として正当化されている。

「すなわち諸外国は、われわれに敵対的な干渉の精神をもって、われわれの政策に横槍を入れ、われわれの勢力を妨害し、われわれの広大さに制限をつけ、そして年々増加する何百万人ものわが国民の自由な発展のために神が割り当て給うたこの大陸を覆って拡大していくという、われわれの明白なる天命の達成を拒むという公然たる目的のために、われわれとこの問題の適正な当事者との間に無理やり割り込もうと企てたのである。…テキサスは、わが国の住民を西へと押し動かしていく一般法則の不可避的な実現の過程で、連邦へと吸収されたのである。そしてこの一般法則と、100年以内に2億5000万人（それ以上でないとして）という巨大な人口にまでわが国の人口数を増大させることを運命づけられている人口増加率との関係はあまりにも明らかであって、この大陸の占有に関する明白な神意について、われわれに何の疑いも残さない」⁴⁰⁾。

ほぼ同じ時期の19世紀半ばには、カリフォルニアで大量の金が発見され、「ゴールド・ラッシュ」となる。この結果、西部への移住は加速された。この時期までに国家レベルで問題になっていたことは、西部の新しい州を合衆国へ組み込むにあたり、自由州とするか奴隷州とするかをめぐる北部と南部との対立の激化であった。次第にこの対立は、にわかには熾烈化し、1861年1月に南部諸州が「アメリカ連合国」を立ち上げ、同年4月に南北戦争が勃発する。

ここで注目すべきことは、共和党のエイブラハム・リンカーン大統領が、1862年9月に奴隷解放宣言を発表し、南部に同情的なイギリスなど、ヨーロッパの大国による帝国主義的な動きや軍事介入を牽制したことである。イギリスの国内では、奴隷制の廃止に対する世論が強く、1830年代にすでに、

40) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、88-89頁。

英帝国内で奴隷制が廃止されていた。フランスは、ナポレオン3世が西半球の特にメキシコに介入しようとするが、アメリカによる反対などもあり、結局はうまくいかなかった（ただし、ナポレオン3世は、「帝国主義」という概念を広めることに貢献した）⁴¹⁾。

南北戦争後のアメリカは、国内の北部と南部の再統合に没頭していくが、次節で見る「帝国主義の時代」には、特に中南米諸国に対して、帝国主義的な振る舞いを次第に繰り返していくことになる。19世紀の孤立主義は、あくまでも、国際システムの中心であるヨーロッパ地域に対する孤立・隔離であって、中南米諸国やアジア地域に対しては、拡大・膨張していくという二面性があった。

たとえば、アメリカと中国との貿易は、すでに建国当初から始まっている。東北部沿岸の商人たちが広東貿易に従事し、ハワイ諸島を拠点に太平洋をまたにかけて通商的膨張を進めた。また北部の工業が成長するにともない、1830年代頃から商工業者たちはラテン・アメリカ市場への進出を強めた。南北戦争後に海外市場への依存度を急速に高めた西部の農業関係者たちが、農産物の販路を求めて海外膨張主義を推進するようになったという説もある⁴²⁾。

また何よりも、リンカーン政権のウィリアム・シュアード国務長官が、南北戦争以前に「統合された帝国 (integrated empire)」ないし「海洋帝国」の構想を描いていたことが知られている。シュアード国務長官は、アメリカがアジアへの陸橋であるとする観念に基づき、「400年間にわたるヨーロッパの膨張の大目標、つまりあらゆる文明の座であるアジアへ到着するため」の条件として、まず大陸帝国の建設（内陸開発、工業・農業の発展、連邦の統一の維持と中央集権化、大陸横断鉄道建設など）を重視しつつ、カリブ海から地峡運河、そして太平洋の拠点の支配を主張し、自らこの構想の実現に

41) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、106-108頁。
LaFeber, *The American Age*, pp. 149-153.

42) 高橋章『アメリカ帝国主義成立史の研究』名古屋大学出版会、1999年、6頁。

尽力した。このシュアード国務長官の「海洋帝国」構想は、19世紀後半を通じて、ユリシーズ・グラント大統領や歴代の国務長官に受け継がれていった⁴³⁾。またシュアード国務長官は1867年に、アジアへの架け橋としてアラスカをロシアから購入し、ミッドウェー島を占領しただけでなく、カリブ海進出と、早くもハワイ獲得を画策した。これ以降、ラテン・アメリカやアジア太平洋方面への海外進出が不断に試みられた⁴⁴⁾。

南北戦争以前のアメリカは、日本にも1853年6月、マシュー・ペリー率いる黒船を派遣し、鎖国にあった日本に対して開国を迫っている。アメリカは、中国との通商のための補給地を必要としていたのである。日本にとっては、鎖国から開国し、徳川幕府の江戸時代から明治維新を経て、天皇を中心とした新しい政体へと政権交代をもたらす歴史的な分水嶺となった。ただし、その後、南北戦争により、日本に対するアメリカのアプローチはしばらく停止した⁴⁵⁾。この間、日本は富国強兵の道を突き進んでいくこととなる。

2、帝国主義世界体制の成立とアメリカ

すでに見た通り、「帝国主義の時代」と呼ばれる1870年頃から20世紀初めの第一次世界大戦までの国際秩序を「帝国主義世界体制」(ないし「帝国世界」)と呼ぶ。帝国主義世界体制は、二度の世界大戦を経て、後述する通り、米ソ冷戦期に次第に崩壊していった。つまり、第一次世界大戦で、一気に崩壊したわけではなかったということである。こうした帝国主義世界体制に、アメリカは、他の主要国と比べて、比較的遅れて参画していった。また次第に、アメリカは、アンビヴァレントな政策対応であったが、帝国主義世界体制を突き崩す勢力として、振る舞うようになっていくのである。

43) 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、9頁。

44) 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、5頁。

45) LaFeber, *The American Age*, pp. 135-138.

米西戦争が19世紀末の1898年4月に勃発し、アメリカは、すでに見た通り、フィリピンとグアム、プエルトリコを植民地化した（ほぼ同じ時期、ハワイも併合される。キューバはやがて保護国化される）。アメリカは、特にフィリピンやグアムの領有により、アジア地域、特に中国への足がかりを獲得した。こうして、アメリカは、「陸の帝国」から「海の帝国」へ転換したのである。1890年代末には、共和国としてのアメリカが帝国となっていのかという議論が繰り返され広がられた。

「自らの自由を強固に守ろうとするアメリカ人が、統治することができるのか？ …アメリカ人が自由でありさえすれば、アメリカが示した約束は守られたことになるのか？それともアメリカの自由は、世界を舞台とするものなのか？アメリカの使命はその沿岸までしか及ばないというのなら、アメリカは長期的に自らの利益をいかにして守ることができるのか？もしその使命は無限に広がるものだというのなら、アメリカはどうすれば自らの力で合衆国を防衛し、同時に、グローバルな自由を構築できるのか？」。これらの問いは、オッド・アルネ・ウェスタッドの『グローバル冷戦史 (The Global Cold War)』の冒頭で問いかけられたものである⁴⁶⁾。

1900年夏、民主党大統領候補指名の受諾に際し、ウィリアム・ジェニングス・ブライアンは、こうした問いかけで、アメリカによるフィリピン植民地化を激しく批判した。そうした政策は、共和主義の根幹を脅かすものであると断言した。ブライアンは、「われわれの歴史全体は、フィリピン人に限らず、自分の国の中で発言権を封じられてきたすべての人々を勇気づけるものであったのだ」と論じ、次のように語った。「われわれの活動領域は西半球に限定されてきたが、われわれの思いは海によって隔てられてきたわけではない。独立以来、われわれは次のように考えてきた。われわれが人権と恣意的な権力との間のあらゆる対立に対して抱いてきた関心を明白にすることは、われわれ自身と世界全体に対する、そして自らを統治する権利を求めて

46) Westad, *The Global Cold War*, p. 8.

逃走する人々に対する責務であると」⁴⁷⁾。

アメリカ国内での反帝国主義運動は、このブライアンをはじめとして、カクストン・クラブ会長のフレデリック・グーキンやジョージ・ホアー上院議員、作家のマーク・トウェイン、実業家のアンドリュー・カーネギーなどによって展開された。たとえば、グーキンは、次のように問うた。「わが国民が熟慮すべき重大な問題は、もし帝国主義的政策の確立を許すならば、それがわれわれ自身に対していかなる結果をもたらすであろうかということである」。共和国による多民族の植民地支配は、国内で専制政治や腐敗を生み、自由を脅かす、と考えられたのである⁴⁸⁾。ホアー上院議員は、外国の領土を併合し、これをその住民の同意なくして統治することは、独立宣言の神聖な諸原則にまったく背馳しており、また憲法の諸原則を推進するものではない以上、違憲である、と述べた⁴⁹⁾。

これらに対して、膨張論者の帝国主義者たち、アルフレッド・マハンやセオドア・ルーズヴェルト、トーマス・デューイ、ホワイトロー・リードなどは、これらの領土獲得はわれわれの「明白なる天命」であると論じた。また、われわれがいろいろの理由からこれらの領土に対して優越的な利益を持っているとも論じた。さらに、われわれは文明国およびキリスト強国として、これら無知にして迷える住民たちを更生させる義務がある、という議論もあった。また別の議論によれば、これらの領土は、わが大陸領域の防衛上必要であるというものであった。商業を重視する人たちの言い分によれば、偉大な将来を持つと思われた東洋貿易において、分相応な分け前を確保するために、われわれは、これらの領土、特にハワイおよびフィリピンを獲得しなければならないというのであった。しかし、帝国主義者たちの最も強力な議論は、われわれがこれらの領土を獲得しなければ、誰か他の国が獲得するであろう

47) Westad, *The Global Cold War*, p. 8; Kennan, *American Diplomacy*, p. 18; 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、44-47頁。

48) Kennan, *American Diplomacy*, p. 18.

49) Kennan, *American Diplomacy*, pp. 15-16.

し、それではもっと具合の悪いことになるというものであった。「予防的
必要」と呼ばれる議論である⁵⁰⁾。

ただし、米西戦争後にアメリカがアジア地域、特に中国に眼を向けた時には、中国の清帝国は、日清戦争での敗北の結果、ヨーロッパの大国と日本により、まさに反植民地化されていた。こうした中国をめぐる国際情勢に対して、アメリカのマッキンレー政権は、ジョン・ヘイ国務長官が2つの「門戸開放 (open door)」通牒を、ヨーロッパの大国と日本に対して一方的に通告する。1899年9月の第一次門戸開放通牒は、それぞれの勢力圏における門戸開放と商業上の機会均等を訴え、翌1900年3月の第二次門戸開放通商では、政治的に中国での領土保全と中国全土に関する通商の機会均等とをアメリカのアジア政策としてヨーロッパの大国と日本に一方的に通告した。

「合衆国政府の政策は、中国に恒久的な安全と平和をもたらし、中国の領土的・行政的独立性を維持し、条約ないし国際法によって友好国に保証されているすべての権利を保護し、かつ中国帝国の全部分と平等にして公平な貿易を行う原則を世界のために保障しうるような解決を追求することにある」⁵¹⁾。

門戸開放通牒の背景には、「夢の中国市場」への強い関心や反植民地主義の伝統もあったが、より重要な側面として、少なくとも、中国の反植民地化のペースを遅らせた、という現実的な要請もあった⁵²⁾。ウィリアム・マッキンレー大統領とヘイ国務長官は、主要国からあいまいな返答を受け取ることで、「決定的な」同意を得たと解釈すると主張して、アメリカ外交の大きな成果と位置づけた。注目すべき点は、門戸開放の政策が、国内向けのアピールにとどまらず、その後のアメリカのアジア政策の指針となったことで

50) Kennan, *American Diplomacy*, pp. 15, 16-17. 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、46-47頁も参照。

51) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、141頁。高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、第2章も参照。

52) 松田武「国際政治舞台への登場」有賀貞、宮里政玄編『概説アメリカ外交史—対外意識と対外政策の変遷 [新版]』有斐閣、1998年、73頁。

ある。明らかに矛盾するが、東南アジア地域でフィリピンを領有していたアメリカであったが、他方で、中国をはじめとした東アジア地域では反植民地主義の姿勢を貫いたのである。やがて、こうしたアメリカの門戸開放政策は、東アジア地域で、日本の帝国主義政策と衝突していくことになる。しかし、1941年12月の太平洋戦争の勃発まで、アメリカには、日本と戦争を戦う意志と覚悟はなかった。

世紀転換点のアメリカの「門戸開放」政策に議論を戻そう。

この当時、イギリスを抜き、すでに世界一の工業国となっていたアメリカの論理では、中国が植民地化されてしまうと、スムーズに貿易や通商、ビジネスができなくなってしまう。いつの時代も、自由貿易で最も利益を享受できるのは、最も工業化が進んだ経済大国である⁵³⁾。日清戦争や米西戦争が勃発した19世紀末を挟んで、それまではイギリス、これからはアメリカであった。1870年代からの「帝国主義の時代」は、イギリスからアメリカへの覇権の交代期の始まりでもあった⁵⁴⁾。世紀転換点の中国でイギリスは従来の門戸開放の政策から後退し始め、フランスやドイツ、ロシア、日本と同じように租借地の獲得に乗り出し、“面”としての植民地支配を固めつつあった⁵⁵⁾。

ただし、工業生産力でアメリカに抜かれたイギリスは、世界経済において依然として金融の中心であり、通貨ポンドを軸としたスターリング圏は広大で、なお健在であった。何よりも、イギリスは、ヨーロッパ地域では、ヨーロッパ大陸に領土的野心を持たないバルンサーの一島国であったが、世界全体では、7つの海にまたがる大英帝国を維持していた。

こうした大英帝国との間で、アメリカは、お膝元の中南米諸国をめぐる、

53) Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis, 1919-1939: An Introduction to The Study of International Relations*, Harper & Row, Publisher, 1964 [1939], esp. pp. 63-88.

54) 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、19頁。

55) Kennan, *American Diplomacy*, ch. 2.

19世紀後半まで、深刻な対立を抱えていた。たとえば、1889年から1893年の共和党のハリソン政権のジェームズ・ブレイン国務長官が汎米会議（Pan-America Conference）の開催と汎米同盟の創設、互惠通商協定の締結など、海外市場進出のための対外政策を推進し、ラテン・アメリカ市場をめぐる米英抗争を激化させた。その後、自由貿易や反植民地主義を唱えた民主党のクリーヴランド政権も、西半球では積極的な対外政策を展開し、イギリスの「非公式の帝国」の観があった中南米でイギリスの通商覇権に挑戦し始め、チリ、ブラジル、カリブ海地域などで米英両国の対立が表面化した。とりわけベネズエラ問題では、クリーヴランド政権は、1895年に国境紛争をめぐってイギリスに対して強硬な覚書を送り、西半球でのアメリカの事実上の支配権を主張した。リチャード・オルニー国務長官が、モンロー主義を拡大解釈し、「今日、合衆国はこの大陸では実際上の主権者であり、合衆国の命令は法律である」と述べたのである（「オルニー系論（コロラリー）」）。この覚書をイギリス首相のソールズベリ侯が黙認して、アメリカによる調停を受け入れたことは、その後のイギリスの対米接近を予感させた。実際、1898年4月に勃発した米西戦争では、イギリスはアメリカを大いに支援し、英米友好関係の回復を劇的な形でアピールしたのである⁵⁶⁾。

1898年9月末には、親英派のジョン・ヘイが国務長官に就任する。この当時、米英間にはいくつかの重大な係争問題が存在した。たとえば、アラスカ国境問題、ベーリング海あざらし猟問題、ニューファンドランド漁業権問題などの「カナダ問題」である。米英加三カ国代表から成る合同調停委員会を通じて交渉が進められ、結局カナダを犠牲にする形で米英の妥協により解決された。もう一つの争点であった地峡運河問題でも、単独で運河を建設し、それを独占的に支配することを要求したアメリカの主張をイギリスが認めて、1901年にヘイ＝ポンスフット条約が成立した。こうして、西半球においては、イギリスがアメリカにほぼ全面的に譲歩することにより、米英の友好関

56) 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、23、62頁。

係がしばらく保持されたのである⁵⁷⁾。

しかし、ベネズエラが1903年に、債務不履行のために、英独伊3か国の武力干渉を受ける事件が勃発した。パナマ共和国を独立させ、中米地域での覇権を追求したセオドア・ルーズヴェルト大統領は、1904年12月の年次教書で、モンロー・ドクトリンから派生する権限として、カリブ海諸国に対するアメリカの干渉権を主張した。「ルーズヴェルト系論（コロラリー）」である。「オルニー系論」よりも、モンロー主義を拡大解釈した内容であった。

「文明社会の絆に全般的な弛緩を生じさせる慢性的な非行ないし無能力は、アメリカ大陸であれ、他のいづこであれ、最終的には、いづれかの文明国による干渉を必要ならしめるであろう。そして西半球においては、モンロー主義を信奉する合衆国としては、そのような非行ないし無能力のはなはだしい事例に際して、ためらいつつではあるが、国際警察力の行使を余儀なくされるであろう」⁵⁸⁾。

この「ルーズヴェルト系論」は、1905年に早くもドミニカに適用された。これ以降、西半球では、イギリスがアメリカに妥協を重ね、アメリカがやがてイギリスから通商覇権を奪い取っていく。この当時には、「白人の責務」や「文明化の使命」だけではなく、「アングロ・サクソンの優位」という考えも生まれ、帝国支配や植民地支配の正当化がなされていく。

世紀転換期における大英帝国は、衰退の局面に突入した。工業生産力では、アメリカとドイツに後れをとるようになった。イギリスがアメリカとの友好関係を演出したのは、そのためでもある。ところが、イギリスの外交力はなお健在であった。イギリスは、平時に同盟を締結しない「光栄なる孤立」を脱し、1902年1月に、アジアの島国の日本との間で、日英同盟を締結する⁵⁹⁾。

57) 高橋『アメリカ帝国主義成立史の研究』、62-63頁。

58) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、142頁。

59) 小林啓治「日英同盟締結と帝国日本」木村和男編著『イギリス帝国と20世紀第2巻 世紀転換期のイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2004年、291-325頁；後藤春美「イギリスと日本—東アジアにおける二つの帝国」佐々木雄太編著『イギリス帝国と20世紀第3巻 世界戦争の時代とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2006年、213-249頁。

これは、朝鮮半島で南下政策をとるロシアを牽制する動きであった。こうして、1904年2月に勃発した日露戦争は、20世紀はじめての近代戦争となるが、英露両国の代理戦争の側面を有していた。日本帝国とロシア帝国、帝国同士の戦いでもあった⁶⁰⁾。

アメリカのセオドア・ルーズヴェルト大統領は、日露間の調停に乗り出し、停戦を引き出し、ポーツマツ条約による和平交渉に尽力した。セオドア・ルーズヴェルト大統領が、日本の勝利で講和条約を締結する努力を行ったのは、決して親日派であったためではなく、勢力均衡 (BOP) の論理から行動したまでである。また、セオドア・ルーズヴェルト大統領は、戦艦を世界1周させ、アメリカの海軍力を世界に見せつけた。20世紀初頭のセオドア・ルーズヴェルト大統領は、アメリカの大統領にしては珍しく、ヨーロッパ流の権力外交のセンスを有していた (もう一人の例外は、リチャード・ニクソン大統領である)⁶¹⁾。

1870年代以降の帝国主義世界体制ではやがて、特にイギリスとドイツの植民地政策が、中東地域やアフリカ大陸で衝突した。世紀転換期の出来事である。また、ドイツの海軍増強政策により、英独間の軍拡競争は、「安全保障のジレンマ」に陥った。陸軍の軍拡競争も起こった。さらに、特に日露戦争後、イギリスを中心とした三国協商とドイツを中心とした三国同盟とに分かれ、国際システムのプロセスは膠着化した⁶²⁾。

またそれまで、「帝国主義の時代」に熾烈化した植民地獲得競争を通じて主要国間の対立と競合を非ヨーロッパ地域で発散する形で、ヨーロッパ地域の大国は、ヨーロッパ地域での国際秩序の平和と安定を享受していた。しかし同時に、帝国主義世界体制の下で、特に国内で、急速に進展した近代グローバル化によって、ヨーロッパ地域での戦争が非ヨーロッパ地域へとグ

60) 横手慎二『日露戦争史—20世紀最初の大国間戦争』中公新書、2005年、終章。

61) Henry Kissinger, *Diplomacy*, A Touchstorn Bools, ch. 6.

62) Joseph S. Nye, Jr. and David A. Welch, *Understanding Global Conflict and Cooperation: An Introduction to Theory and History*, Ninth Edition, Peason, 2013, ch. 3.

ローバルに拡大する土壌が形成されてしまっていたのである。興味深いことに、山村信一によれば、「世界が一体化しつつあるがゆえに戦争は世界化せざるを得ないし、戦争が逆にまた世界の連関性をさらに強めていく」という認識が当時、第一次世界大戦勃発直後の日本にもあったという⁶³⁾。

3、帝国主義世界体制の揺らぎとアメリカ

第一次世界大戦は、バルカン半島での小競り合いをきっかけに勃発し、ヨーロッパ全土へとエスカレートしたが、戦争を始めた主要国は、戦争は比較的早期に終結すると想定していた。しかし、「西部戦線異状なし」という小説と映画がある通り、予想に反して長期戦となった。そのため、「国民国家の総力戦」となり、同時に「帝国の総力戦」にもなった。たとえば、インドのマハトマ・ガンディーは、第一次世界大戦後のインドの自立を求めて、宗主国イギリスの戦争に協力する姿勢を見せていた。その期待は裏切られ、戦間期に独立運動を強めていくことになる。

アメリカは、当初、第一次世界大戦には中立を保っていたが、ドイツによる無制限潜水艦作戦でアメリカ人の被害者が出る事態に直面し、かつイギリスがドイツに敗北することを防ぐために、遅れて参戦した。1917年4月の両院合同会議に臨んだウッドロー・ウィルソン大統領は、次のように強調した。「世界は民主主義のために安全にされねばなりません。世界の平和は、政治的自由の検証済みの基盤の上に築かれねばなりません」⁶⁴⁾。

第一次世界大戦の戦争目的が明らかにされたのは、比較的遅い。1918年1月5日のイギリスのデイヴィッド・ロイド・ジョージ首相の演説と、1月8日のアメリカのウィルソン大統領の演説である。ロイド・ジョージは、ベルギーの独立回復をはじめとする各地域の将来構想や賠償問題、紛争解決

63) 木畑『二〇世紀の歴史』、43、60-61頁。

64) 木下、有賀、志邨、平野編『史料が語るアメリカ 1584-1988』、159頁。

のための国際機関の創設などを訴えた。ウィルソンは、秘密外交の廃止や海洋の自由、紛争可決のための国際機関の設立など「14か条の平和原則」を掲げた。ここで注目すべき点は、第一次世界大戦後の国際連盟の設立は、アメリカのウィルソン大統領の「14か条の平和原則」にルーツがあると見なされることが多いが、イギリスのロイド・ジョージ首相が3日早く、紛争解決のための国際機関の設立を訴えているということである。また、これらの戦争目的表明は、ロシアでの1917年の11月革命後に、「無併合・無賠償の即時講和を訴えた「平和に関する布告」が出されたことに、対抗するものであった⁶⁵⁾。

さらに注目すべきことには、「民族自決」という概念は、アメリカのウィルソン大統領の「14か条の平和原則」と結びつけて論じられることが多いが、「14か条の平和原則」には、「民族自決」という表現自体は実は含まれていない。ウィルソン大統領が「民族自決」という言葉をはじめて用いたのは、1918年2月に行った演説であった。とは言え、たしかに「14か条の平和原則」には、「民族自決」論として解釈できる文言が含まれていた。すなわち、「植民地に関するすべての要求は、自由にかつ偏見なく、そして絶対的な公正さをもって調整されなければならない。その際に厳密に守られるべき原則は、主権をめぐるすべての問題の決定に際し、当事者たる住民の利害が、権限の決定を待つ政府の正当な要求と平等に等しい重みを持つということである」という表現である。ただし、こうしたウィルソン大統領の「民族自決」は、ハプスブルク帝国支配下の人々などヨーロッパ地域でのみを想定し、非ヨーロッパ世界の問題を重視していたわけではなかった⁶⁶⁾。「ヨーロッパ人が文明化の使命に失敗していたために、植民地に真の独立を与える

65) 木畑『二〇世紀の歴史』、63頁。草間秀三郎『ウィルソン外交の国際社会政策構想—多角的国際協力の礎石』1990年；高原秀介『ウィルソン外交と日本—理想と現実の間 1913-1921』創文社、2006年；篠原初枝『国際連盟—世界平和への夢と挫折』中公新書、2010年も参照。

66) 木畑『二〇世紀の歴史』、90頁。

ことはさらなる不安定と苦難をもたらすのではないかと危惧された」のである⁶⁷⁾。また、ウィルソン政権の下で、第一次世界大戦期に、メキシコ、ハイチ、ドミニカ、キューバと頻繁に軍事介入していたことを忘れてならない⁶⁸⁾。

この当時、「民族自決」という概念を表明していたのは、アメリカのウィルソン大統領だけではなかった。ロシアでの11月革命後に出された「平和に関する布告」は、「無併合・無賠償の即時講和」を唱えていただけではなく、「自由な投票により、また併合を望む国家や強大な国家の軍隊がまったく存在しないような状況下で、国家の形を決める権利」をあらゆる民族に保証することを求めていた。また、イギリスのロイド・ジョージ首相も、1917年12月末のイギリス議会で、ドイツ領植民地の将来について、「これら植民地の将来は住民自身の望みを尊重するという原則に基づいて決められる」と語っていた。さらにその上で、ロイド・ジョージ首相は、先に見た1918年1月5日の労働運動家たちに向けて戦争目的を明らかにした演説で、「自決、言い換えれば統治されるものの同意による統治」について言及している⁶⁹⁾。

こうした民族自決という観念は、帝国主義世界体制の下で支配される立場に置かれた植民地の人々の自立への希望と合致した。とりわけアメリカのウィルソン大統領の「14か条の平和原則」は、植民地の民族運動家たちを鼓舞する力を持った。彼らは、第一次世界大戦が終結し、新たな戦後秩序が作り上げられる中で、こうした民族自決の考え方が実行に移されることを強く期待した。特にウィルソン大統領の政策の姿勢が注目されたのは、第一次世界大戦終結時の1918年11月に国際連盟の下での植民地統治の信託構想を語り始めたからである⁷⁰⁾。

しかし、世界各地の民族運動家たちの期待は、1919年1月からのパリ講和

67) Westad, *Global Cold War*, p. 17.

68) 木畑『二〇世紀の歴史』、67頁。

69) 木畑『二〇世紀の歴史』、90-91頁。

70) 木畑『二〇世紀の歴史』、99頁。

会議の推移によって完全に裏切られていく。同年6月のドイツに対するヴェルサイユ講和条約で形成された戦後の国際秩序、「ヴェルサイユ体制」は、植民地支配の形を再編しつつ、基本的に帝国主義世界体制を維持するものとなり、植民地や従属地域の自決や独立はまったく実現しなかったからである。たとえば、中国の反植民地化の状態そのものについての根本的な手直しはなされなかった。1921年11月から1922年2月にかけて開かれたワシントン会議の結果、アジア太平洋で形成された「ワシントン体制」も、帝国主義世界体制の部分的な手直しという性格を強く帯びた体制であった。戦勝国による植民地支配が、事実上継続したのである⁷¹⁾。

敗戦国の帝国、すなわちハプスブルク朝のオーストリア＝ハンガリー二重帝国、ドイツ帝国、オスマン・トルコ帝国は解体された。これら帝国の領土や植民地は、国際連盟の委任統治制度の下で、戦勝国により統治されていくことになる⁷²⁾。ただし、ロシア革命で成立したソ連邦は、フィンランドやバルト3か国、旧ポーランド領を失ったが、ロシア帝国の版図をほぼ継承した⁷³⁾。

大英帝国は、第一次世界大戦後、その植民地の領土が最大となった。世界の陸地のほぼ4分の1を占めた。ただし、イギリスは戦勝国ではあったが、国内の経済は疲弊した。フランスも、同じであった。そのため、英仏両国は、敗戦国ドイツに天文学的な賠償金を課すことになる。アメリカのウィルソンの「14か条の平和原則」は、その実現が大きく後退した。

71) 木畑『二〇世紀の歴史』、97、103頁。

72) 木畑『二〇世紀の歴史』、92-93、103頁。今野元「国民国家史におけるドイツ帝国崩壊の意義」池田義郎編『第一次世界大戦と帝国の遺産』山川出版会、2014年、76-105頁；福田宏「ポスト・ハプスブルグ期における国民国家と広域論」池田義郎編『第一次世界大戦と帝国の遺産』山川出版会、2014年、106-134頁；藤波仲嘉「オスマン帝国と『長い』第一次世界大戦」池田義郎編『第一次世界大戦と帝国の遺産』山川出版会、2014年、191-218頁も参照。

73) 木畑『二〇世紀の歴史』、104-105頁。池田嘉郎「コーポラティヴな専制から共和制の帝国ソ連へ」池田義郎編『第一次世界大戦と帝国の遺産』山川出版会、2014年、166-190頁。

注目すべきことには、「国民国家の総力戦」と「帝国の総力戦」の様相を呈した第一次世界大戦の終結後、帝国にとって、植民地統治のコストは、大きなものになったことである。植民地支配の正当性が疑われ始め、表立った植民地支配は、公言できなくなりつつあったのである⁷⁴⁾。また、すぐに適応されたのはヨーロッパ地域のみであったが、「民族自決」という概念が国際政治の規範として登場した意味は大きかった。ヨーロッパ地域以外の植民地で、建国独立の機運を刺激したからである。やがて、第二次世界大戦を経験して、植民地支配の正当性は、さらに大きく揺らぐことになる。

第二次世界大戦が勃発してから約2年後の1941年8月に米英間で調印された「大西洋憲章」は、第二次世界大戦後の戦後構想をはじめて打ち出した。この声明は、米英の両首脳が合意した戦後に樹立されるべき国際秩序について、8項目の基本原則をまとめたものである。注目すべきことには、第一次世界大戦の時のウィルソン大統領による「14か条の平和原則」とは異なり、平和と安全保障のための国際組織を創設することについては、まったく言及がないことである。フランクリン・ルーズヴェルトの考え方が、新しい国際組織の設立について、まだ定まっていなかったからである。ルーズヴェルト政権は、大西洋憲章の諸原則を联合国共通のものにしようとして、参戦後の1942年1月の「联合国宣言」で、それらを联合国共通の原則とすることを確認した。これ以降、アメリカは戦後国際秩序の再建に際して、これらの原則を実現しようとしてソ連に対してその尊重を求めていくことになる。

大西洋憲章に議論を戻す。特に第4項は、「通商と原材料への均等なアクセス」という原則を掲げ、閉鎖的な経済ブロック化からの決別と自由貿易の拡大を謳った。この第4項は、アメリカが提案した。しかし、これに対して、

74) 木畑『二〇世紀の歴史』、102頁。佐々木雄太「世界戦争の時代とイギリス帝国」
佐々木雄太編著『イギリス帝国と20世紀第3巻 世界戦争の時代とイギリス帝国』
ミネルヴァ書房、2006年、1-24頁；亀井紘「第一次世界大戦とイギリス帝国」
佐々木雄太編著『イギリス帝国と20世紀第3巻 世界戦争の時代とイギリス帝国』
ミネルヴァ書房、2006年、27-59頁も参照。

イギリスのウィンストン・チャーチル首相は、1932年7月以来の植民地・自治領を含む大英帝国で適用されてきた排他的な帝国特惠関税制度の存続を求めて、強硬に反対した。そのため、第4項は、「既存の協定上の義務を尊重する」という表現で帝国特惠関税制度の存続を認めた。通商差別を廃止して自由貿易を拡大するというアメリカの主張は、トーンダウンしてしまった。第4項は、戦後の国際通商体制の具体的な構想を述べたものではなかったが、世界は米英両国が国際経済政策を転換したと受け止めた。アメリカがそれまでの孤立主義の立場を改め、無差別と自由化を柱として第二次世界大戦後の国際通商体制づくりを主導すると宣言したからである。イギリスも、帝国特惠関税制度は維持するものの、アメリカとともにこの国際経済体制づくりを進めると宣言したからである⁷⁵⁾。

大西洋憲章をきっかけにして、アメリカとイギリスは第二次世界大戦後の国際通商体制の具体化に向けて協議を重ねた。その最初の成果が、アメリカの対日参戦後の1942年2月に締結された米英相互援助協定の第7条であった。第7条は、アメリカがイギリスに武器貸与などの支援を与える見返りとして、米英両国が「適切な国際措置および国内措置を通じて、すべての人民の自由と福利の本質的な基礎である生産、雇用および製品の交換と消費の拡大を達成すること、国際通商におけるあらゆる形態の差別を撤廃すること、そして関税その他の通商障壁を削除すること」という目的のために共同で行動すると謳い、そのためにとるべき具体的な手段について米英両国ができるだけ早く協議を始めることを約束した。第7条は、「国際通商におけるあらゆる形態の差別」の撤廃を謳っているので、帝国特惠関税制度も撤廃されるように解釈できる。しかし、イギリスのチャーチル首相が再び、この解釈に強く抵抗したため、フランクリン・ルーズヴェルト大統領が帝国特惠関税制度

75) Dobson, *Anglo-American Relations in the Twentieth Century*, p. 85; 中川淳司『WTO—貿易自由化を超えて』岩波新書、2013年、6-7頁。八丁由比「大西洋憲章と多国間主義」『国際政治』133号（特集「多国間主義の検証」）、34-37頁も参照。

の撤廃は求めないことをチャーチル首相に非公式に保障して、ようやくこの表現に落ち着いたのである。無差別の貿易自由化を主張するアメリカと、帝国特惠関税制度の存続で譲らないイギリスの対立は、その後も続くことになる⁷⁶⁾。

第二次世界大戦は、ファシズムとの戦いのために、英米両国は「特別な関係」を構築するが、経済的には、戦間期から第二次世界大戦、そして第二次世界大戦後まで、ライバルの関係にあったのである。またアメリカにとっては、戦間期の歴史の教訓の一つ、「世界経済をブロック化しては戦争を招きかねない」という考え方も背景にあった。

4. 米ソ冷戦期の脱植民地化とアメリカ

第二次世界大戦後の時代は、アメリカは、ソ連とともに核兵器とその運搬手段（ミサイル）を実質的に独占する超大国（super power）となった。国際秩序は、米ソ両国を中心に、大きく二分された。国際システムの中心であるヨーロッパ地域も、東西に分断された。同時に、第二次世界大戦後は、アメリカの覇権（ヘゲモニー）の時代でもあった。ただし、アメリカの覇権は、米ソ冷戦のため、西側陣営側にとどまった。しかしながら、アメリカのリベラルな覇権秩序は、自由貿易の促進を志向し、西側諸国の経済成長を大いに促した。こうして、第二次世界大戦後、アメリカは、米ソ冷戦の超大国であり、同時に覇権国（ヘゲモン）であった（ソ連は「挑戦国（challenger）」と位置づけられる）。

再び、「国民国家の総力戦」と「帝国の総力戦」となった第二次世界大戦の後、アジアやアフリカ、中東の非ヨーロッパ地域の植民地が、宗主国から

76) Dobson, *Anglo-American Relations in the Twentieth Century*, pp. 85-86; 中川『WTO』、7-8頁。益田実「第二次世界大戦とイギリス帝国」佐々木雄太編著『イギリス帝国と20世紀第3巻 世界戦争の時代とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2006年、61-93頁も参照。

独立していく。「脱植民地化」していったのである⁷⁷⁾。独立した国々は、西ヨーロッパ型の「主権国家」もしくは「国民国家」の建設を志向した。ただし、政治的には主権を獲得したが、経済的に低開発のレベルにとどまる国家は多かった。しかし、かつて宗主国によって恣意的に引かれた境界線や国境線も多かったものの、主権国家ないし国民国家の広がりという形で、国際社会は拡大していくのである⁷⁸⁾。

狭義の脱植民地化の波は、1946年7月4日のフィリピンを皮切りとして、1947年8月のインド・パキスタン分離独立と1948年5月のイスラエル建国を経て、1950年代後半から脱植民地化の機運はさらに高まった。特に1960年は17カ国が独立する「アフリカの年」となった。ここで注目すべき点は、1960年はじめにアフリカを訪問したハロルド・マクミラン首相が、アフリカの民族意識に強烈な印象を受けつつ、「この大陸に吹いている変化の風」を承認せざるを得ない、と声明したことである⁷⁹⁾。

植民地の維持が経済的にも政治的にも困難であることを自覚したイギリスは、植民地独立の促進を比較的早い段階で基本方針とした。たとえば、ケニアや中央アフリカ、南ローデシアなどイギリス人入植者が少数者ながら支配層を形成していた地域や、キプロスやマルタなど戦略的重要地域と目された地域では複雑で困難な経緯を辿ったが、1957年3月のガーナ、同年8月のマラヤに続いて、1960年から1964年までにアフリカ、西インド、太平洋の13の植民地が相次いで独立した⁸⁰⁾。

1960年代のベトナム戦争の時代には、修正主義 (revisionist) や「ニュー

77) 北川勝彦「脱植民地化とイギリス帝国」北川勝彦編著『イギリス帝国と20世紀第4巻 脱植民地化とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2009年、1-21頁。

78) Hedley Bull and Adam Watson eds., *The Expansion of International Society*, Oxford University Press, 1984に所収の論文を参照。

79) 佐々木雄太「『コンセンサスの政治』からサッチャー主義へ」川北稔編『世界各国史11 イギリス史』山川出版社、1998年、384頁。

80) 佐々木「『コンセンサスの政治』からサッチャー主義へ」、384-385頁。

レフト」のアメリカ外交史家たちが、アメリカの資本主義システムの膨張、アメリカ外交の帝国主義的拡張を問題視したことがある。彼らは、東アジア地域に限定せずに、「門戸開放」という概念をネガティブな意味で使った（これに対して、正統学派のアメリカ外交史家たちは、ソ連帝国の膨張を問題視した）。ポスト修正主義のジョン・ギャディスも、冷戦後の1997年の『歴史としての冷戦（*We Now Know*）』で、米ソ冷戦を米ソ2つの「帝国」の相克として描いた⁸¹⁾。しかし、ベトナム戦争の時期を除いて、アメリカを「帝国」を呼ぶことは稀であった。

その後も、植民地支配に固執していたポルトガルの植民地が、1970年代半ばに独立した。こうして、1970年代半ばまでに、ヨーロッパの「海の帝国」は解体していった。先に見たウェスタッドによれば、1970年代半ばにはほぼ完了していた脱植民地化の流れは、アメリカのイデオロギーという観点からは二つの異なる方向を示すものであったという。「一方では、アメリカのエリートは、ヨーロッパ植民地帝国の解体をアメリカの政治的、経済的自由の理念を拡張する機会を与えるものとして歓迎した。それはまた、二つの大戦を経てその地位を大きく衰退させたヨーロッパのエリートが、国内社会の改良と共産主義に対する防衛に専念できることをも意味した。…脱植民地化によって、第三世界の将来の進路はヨーロッパではなくアメリカの責任となりつつあった。しかし、他方では、脱植民地化によって第三世界で集団主義的イデオロギーが優位に立つという脅威も増大していた。中国共産主義革命、アメリカ支援の下に戦われたベトナム、マラヤ、フィリピンでの対共産ゲリラ戦争、独立後のインドネシア、インド、エジプト各政権の急進性、

81) 冷戦が終結し、ソ連邦が崩壊した結果、ソ連邦が「陸の帝国」であったことが改めて再認識され、他方で、アメリカも、「領土を持たない帝国」「非公式の帝国」という側面に注目が集まったからであろう。John Lewis Gaddis, *We Now Know: Rethinking Cold War History*, Clarendon Press, 1997. Karen Barkey and Mark Von Hagen eds., *After Empire Multiethnic Societies and Nation-Building: The Soviet Union and the Russian, Ottoman, and Habsburg Empires*, Westview, 1997 に所収の論文も参照。

さらにはグアテマラやイランにおける介入の成功でさえ、アイゼンハワー政権に、第三世界は民主主義を受け入れる準備ができていないと確信させた⁸²⁾のである。

その後、1980年4月には、ローデシアがジンバブエとして独立した。1989年秋の東欧革命は、ソ連の勢力圏であった東ヨーロッパ諸国の共産主義政権が市民の手で倒され、ソ連の非公式帝国が事実上、崩壊した（軍事同盟のワルシャワ条約機構は、1991年7月に解体した）。1990年3月には、ナミビアが独立している。1991年12月にはロシア帝国の版図をほぼ継承していた「陸の帝国」としてのソ連邦が崩壊し、公式帝国の時代はほぼ終焉したのである⁸³⁾。

特に注目すべきことには、第二次世界大戦後までヨーロッパや日本の宗主国に支配されていた植民地にとっては、米ソ冷戦の論理よりも、脱植民地化の論理の方がより重要であったということである。ただし、アメリカにとっては、脱植民地化のダイナミズムを時に見誤り、米ソ冷戦の論理でのみ、政策対応し、失敗することもあった。たとえば、その典型的な事例が、1956年10月のスエズ戦争である。植民地主義とナショナリズム、米ソ冷戦のそれぞれの論理が鋭く交錯した⁸⁴⁾。もう一つの典型的な事例は、1961年から1973年までのベトナム戦争であろう。「特別な関係」にあったはずの米英両国は、深刻な同盟の相剋に陥った⁸⁵⁾。東アジアや東南アジア、南アジアの脱

82) Westad, *Global Cold War*, pp. 26-27.

83) 木畑「帝国と帝国主義」、43頁; 小川浩之「脱植民地化とイギリス対外政策—公式帝国・非公式帝国・コモンウェルス」北川勝彦編著『イギリス帝国と20世紀第4巻 脱植民地化とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2009年、25-68頁; N・J・ホワイト（秋田茂訳）「帝国の残影—イギリスの影響力と東南アジアの脱植民地化」渡辺昭一編『帝国の終焉とアメリカ—アジア国際秩序の再編』山川出版会、2006年、106-133頁。

84) 佐々木雄太『イギリス帝国とスエズ戦争—植民地主義・ナショナリズム・冷戦』名古屋大学出版会、1997年。

85) 水本義彦『同盟の相剋—戦後インドシナ紛争をめぐる英米関係』千倉書房、2009年。

植民地化も、米ソ冷戦の論理だけから眺めると、全体像を見失うことになりかねない⁸⁶⁾。

こうして、米ソ冷戦期の本格的な脱植民地化によって、帝国主義世界体制は次第に崩壊していった。植民地は、ヨーロッパ流の主権国家ないし国民国家として独立し、国際社会に参加した。また同時に、国民国家を相対化させる動きとして、グローバル化が急速に進展している。歴史に規定される帝国の時代は、終焉したのである。帝国の時代の終わりは、米ソ冷戦の終わりとはほぼ符合していた。

おわりに—「帝国」としてのアメリカ?

ジェファソン大統領をはじめとした建国の父たちは、国内で自由民主主義の共和国の実験を試みながら、アメリカが将来、「自由の帝国」となることを夢見ていた。その後、アメリカは、1823年の「モンロー・ドクトリン」で、ヨーロッパ大陸と西半球の間の相互不干渉と反植民地主義を打ち出す一方で、19世紀後半のアメリカは、「統合された帝国」や「海洋帝国」を模索した。アメリカは、単純な反植民地主義の国家ではないのである。1870年代から第一次世界大戦までの「帝国主義の時代」の国際秩序を特に「帝国主義世界体制」と呼ぶが、この時期、アメリカもフィリピンを植民地化している。国内では、「反帝国主義運動」が展開された。第一次世界大戦では、ア

86) 木畑洋一『帝国のたそがれ—冷戦下のイギリスとアジア』東京大学出版会、1996年; 宮城大蔵『バンドン会議と日本のアジア復帰—アメリカとアジアの狭間で』草思社、2001年; 渡辺昭一編『帝国の終焉とアメリカ—アジア国際秩序の変遷』山川出版社、2006年に所収の論文; 菅英輝「アメリカ『帝国』の形成と脱植民地化過程への対応」北川勝彦編著『イギリス帝国と20世紀第4巻 脱植民地化とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2009年、111-152頁; Frank Costigliola and Michael J. Hogan eds., *America in the World: The Historiography of American Foreign Relations since 1941*, Second Edition, Cambridge University Press, 2014 [1996] に所収の論文などを参照。

アメリカのウィルソン大統領などが、戦後構想の文脈で、「民族自決」の概念を打ち出した。また、「国民の総力戦」だけではなく「帝国の総力戦」となった第一次世界大戦後は、植民地独立の動きを刺激した。第二次世界大戦後は、脱植民地の動きは不可避の趨勢となった。この時期、米ソ冷戦の文脈で、反植民主義のアメリカは脱植民地の促進要因となったが、同時に、それぞれの地域の国際秩序が不安定になることを懸念する側面も持っていた。

冷戦後の国際秩序は、アメリカ中心の単極構造となった。第一に、何よりも押しも押されぬアメリカの圧倒的な覇権がその特徴であった。第二に、アメリカが掲げる「自由」や「民主主義」、「資本主義」、「法の支配」が国際的に普遍的な規範として広がった。第三に、アメリカ中心に、グローバリゼーションが拡大した。ズビグニュー・ブレジンスキーは、1997年の地政学の本で、「アメリカは、歴史上はじめての、そして最後のグローバルな覇権国になった」と指摘した。地政学的にシー・パワーである国家が、ユーラシア大陸でも覇権秩序を確立したのである。彼によれば、この僥倖とも言うべき機会を活かし、「もう一世代、アメリカのグローバルな覇権秩序を維持すべきである」と指摘した⁸⁷⁾。

21世紀の国際秩序は、一般的に、以下の4つのシナリオが描かれている。第一に、アメリカ中心の単極が予想以上に頑丈で、しばらく継続するという見方である。逆に、中国による覇権秩序を予見する研究者も少なくない。第二に、米中による双極システムへ移行するという見方である。第三に、国際秩序が意外と早く多極化に向かうという見方である。第四に、国際秩序が無極化し、近代の時代が終わるという見方である。問題は、「単極」か「双極」か「多極」か、という国際システム上の変化でとどまるのか、それとも国際システムそのものが大きく変化するのか、という点である。もし国際システムそのものが大きく変化するのであれば、近代の主権国家システム（政治）

87) Zbigniew Brzezinski, *The Grand Chessboard: American Primacy and Its Geostrategic Imperatives*, Basic Books, 1997, esp., pp. 3-29.

と資本主義システム（経済）の“結婚”が終わることになる。以上の4つのシナリオで抜け落ちている点がある。それは、かつてのような「帝国の時代」になる、というシナリオである。アメリカは、大陸国家でありながら、非公式ではあるが、「海の帝国」であり、「空の帝国」である。「基地の帝国」でもある。また、BRICSのうち、中国とロシア、インドは、かつては帝国であった。中東地域では、イランとトルコが帝国であった。そして、こうした国家群が、新興国として、高度経済成長を遂げているのである。また、ソ連を「最後の陸の帝国」と見るか、中国を「残された最後の陸の帝国」と見なすかについては、議論が分かれる。

21世紀はじめには、9.11同時多発テロ攻撃後、特にイラク戦争の前後に、アメリカを「帝国」とみなす説や、アメリカを中心としたグローバリゼーションが急速に進展し、国際的なパワーが拡散して、一定のネットワークが構築される状況を<帝国>と位置づける言説などが登場した⁸⁸⁾。しかし、後者の体系的な言説は、傾聴に値するが、歴史的な帝国の概念で新しい事象を説明することで、没歴史的な議論に陥ってしまいかねない⁸⁹⁾。前者のアメリカ帝国論については、帝国の中心たるアメリカが周辺の国々の外交と内政の両面で影響力を強く行使する力を欠いていることを指摘できる。この点は、アフガニスタン戦争やイラク戦争を見れば、明らかである⁹⁰⁾。

こうして、第二次世界大戦後の米ソ冷戦期の本格的な脱植民地化によって、帝国主義世界体制は次第に崩壊していった。にもかかわらず、帝国の遺産は、全地球的規模で人々の生活の全領域を形作っている⁹¹⁾。他方で、「帝国の時

88) Michael Hardt and Antonio Negri, *Empire*, Harvard University Press, pp. 3-21. 山下範久『現代帝国論—人類史の中のグローバリゼーション』NHKブックス、2008年、特に第1章；芝崎厚士「国際関係研究における「帝国」と<帝国>」山下範久編『帝国論』講談社選書メチエ、2006年、167-208頁も参照。

89) 木畑「帝国と帝国主義」、4-5、47-50頁。

90) 木畑「帝国と帝国主義」、48-49頁。

91) Howe, *Empire*, p. 6.

代」が再来するののかについては、いまだ未来予想図の選択肢の一つにとどまっていると言ってよい。